

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年八月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新 B	新 旧 A	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字田島六五 一番一地从先 同郡同町大字田島一〇四番一 地从先まで	北葛飾郡松伏町大字田島六四 九番一地从先 同郡同町大字田島一五一一番 一地从先まで	区 間
二二・三九一 四八・〇〇	七・七〇 三二・二七	敷地の幅員 (メートル)
九二五・三〇	一五五九・一〇	(メートル) 延長
		備 考